
呉市次期ごみ処理施設整備運営事業に係る
対面的対話結果（議事録）

令和7年1月17日

呉市

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	入札説明書	5	第3章	8	(1)	ア 設計・施工業務(d)	質問回答(第1回)1のNo. 6において、以下の項目をご教示頂けますでしょうか。 ①「杭の引抜き工事の契約時期は令和8年6月中旬を予定」とのご回答がございましたが、この契約時期までに旧施設の解体工事は完了しており、この契約後すぐに杭の引抜き工事の着工が可能との理解で宜しいでしょうか。 ②「杭の引抜き工事は、事業者が提案する杭の引抜き本数、工期設定等の工事計画を基に発注します。発注者の責により当該工事が遅延した場合には、遅延の状況に応じて、本工事の竣工時期について協議を行う」とのご回答がございましたが、杭の引抜き工事を旧施設の解体事業者と契約された場合、事業者が提案した杭の引抜き工事の工程より遅延し本工事が遅延する場合は、竣工時期および工期延長にかかる追加費用についてご協議頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	①解体工事の契約工期は令和8年10月31日までのため、解体工事の進捗により、すべての工事が着手可能ではない可能性があります。 ②お見込みのとおりです。
2	入札説明書	8	第3章		10	事業者の募集及び選定の手順	入札説明書に記載された事業者選定スケジュールにおいて、「対面的対話の実施（第2回目質問回答を兼ねる）」とありますが、12月16日の対面的対話時に第2回目質問についてご回答いただけるものと考えてよろしいでしょうか。（質問によっては構成企業の見積作業に影響する内容もあり確認させていただくものです）	対面的対話では、対面的対話における確認事項（様式第12号）について、対話を行います。 第2回質問への回答は、対面的対話結果（議事録）の公表と同日に市ホームページに掲載します。
3	入札説明書	28	第8章	4	(3)	提案書	「技術提案書と添付資料を合冊とすることも可とする。」とありますが、第7章3(3)ウ添付資料の編集方法に関して、以下に示すどのケースが可でどのケースが不可かご教示願います。 ケース1：技術提案書と添付資料を合冊とする場合 ケース1-1 技術提案書と技術提案書に係る添付資料と第7章3(3)ウ添付資料を合冊とする。 ケース1-2 技術提案書と技術提案書に係る添付資料を合冊とし、第7章3(3)ウ添付資料は別冊とする。 ケース2：技術提案書と添付資料を別冊とする場合 ケース2-1 技術提案書に係る添付資料と第7章3(3)ウ添付資料を合冊とする。 技術提案書に係る添付資料と第7章3(3)ウ添付資料を別冊とする。	入札説明書P.28 第8章 4 (3) の「添付資料」は、入札説明書P.24 第7章 3 (3) ウの添付資料と同じ資料です。

4	入札説明書	29	第8章	6	(2)	ア	建物総合損害共済は市又は市が設置する一部事務組合等、廃棄物処理プラント保険は地方自治体（都道府県・市区町村）及び地方公共団体（組合・広域連合等）の出資、または拠出に係る法人等が付保することを対象とされているなどで、民間事業者では当該保険の具体的な内容が把握しにくいものです。また、貴市が付保する保険の具体的内容は貴市以外から提示し難いものと存じますので、企業財産包括保険同様に具体的内容を提示いただけないでしょうか。	建物総合損害共済保険の内容については、全国一律であり、呉市独自の保険設定はありません。また、保険者の意向により公開を禁じられているため、 https://city-net.or.jp/products/mutual/ を参照していただくことが唯一の確認方法です。また、廃棄物プラント保険については手引きの公開は許可されていますので添付資料3をご提示します。
5	入札説明書	43	別紙4			リスク分担表 処理対象物の量の変動リスク	事業者の帰責ではない計画ごみ量を超えるごみ搬入量になり、本施設での中間処理を貴市が事業者を求める場合は、事業者で増加する固定費、変動費を貴市と事業者で協議、合意の上で中間処理を進めることで宜しいでしょうか。	ごみ量の超過の程度により、本施設での処理の可否及び費用負担について協議を行います。 なお、事業者は、当該超過分についても可能な限り市の処理に協力してください。
6	要求水準書	4	第1部 第1章 第2節	2.2	(5)	熱利用管理業務	質問回答(第1回)2のNo.6において、「④施工方法については実施設計時の協議とします」とのご回答に関連して、今回の事業用敷地と既設クリーンセンターくれとの間の道路は、市道であり、事業用敷地と既設クリーンセンターくれは、同一敷地とみなされるとの理解で宜しいでしょうか。	事業用敷地と既設クリーンセンターくれは、同一敷地とはみなしません。 市道工事にあたり、事業者において各種調整への協力を依頼することも想定されます。
7	要求水準書	4	第1部 第1章 第2節	2.2	(5)	熱利用管理業務	質問回答(第1回)2のNo.6において、「⑤本庁LAN、制御回路、電話設備、放送設備、自動火災報知設備、設置等に係る配線が考えられます。」とのご回答ですが、事業者側所掌は、本施設内の必要なLANケーブルの布設のみであり、本庁との通信等に必要な機器やソフトは所掌外との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

8	要求水準書	4	第1部 第1章 第2節	2.2	(5)	熱利用管理業務	質問回答(第1回)2のNo. 7においてご提示いただいた追加資料1のうち、「1-4管理棟電気取り合い図面」が不鮮明で内容を読み取ることが困難です。内容が読み取れる、より鮮明な図面を再度ご提示頂けないでしょうか。また、管理棟の動力／照明給電先の各取り合い点についてもご提示頂けますよう宜しくお願い致します。	給電先については次のとおりです。なお、詳細については、実施設計時の協議事項とします。 ①管理棟3階EPSの動力・電灯分電盤（管3LP-1） ・建築動力用電源（3φ3W 200V）54.82kW ・建築照明電源（1φ3W 200/100V）22.11VA ・保安照明電源（GAC1φ3W 200/100V）3.72KVA ・非常照明電源（DC1φ100V）360VA ②管理棟2階EPSの電灯分電盤（管2L-1） ・建築照明電源（1φ3W 200/100V）24.71VA ・保安照明電源（GAC1φ3W 200/100V）2.36KVA ・非常照明電源（DC1φ100V）560VA ・UPS・CVC（UPS1φ2W100V）6.8KVA ③管理棟1階EPSの電灯分電盤（管1L-1） ・建築照明電源（1φ3W 200/100V）28.2VA ・保安照明電源（GAC1φ3W 200/100V）6.46KVA ・非常照明電源（DC1φ100V）400VA ・UPS・CVC（UPS1φ2W100V）9.2KVA ④管理棟ELV制御盤 ・一般動力（3φ3W440V）6.0kW
9	要求水準書	4	第1部 第1章	第2節	2.2	(6)搬出管理業務	第1回目の質疑（No12）において、「搬入不適物の運搬に関し、廃棄物処理法に抵触しないよう留意して運搬してください。」とご回答頂いている点ですが、貴市とSPCは施設の運営業務の委託契約を結ぶ計画であり、貴市から個別に運搬という業務の委託契約を結ぶスキームとなっていないので、搬入不適物の運搬はSPCの施設運営業務の一環といえます。よって、搬入不適物の運搬は運搬業務の委託ではなく運営業務の一環と考えられるため廃棄物処理法に抵触する業務ではないと思われます。 また、SPCは物理的な作業等は専門技能等を有する別会社へ業務委託する事で、SPC保有リスクを増大させずに長期運営期間中の安定的な業務遂行を担保する一般的な方法と存じます。 については、SPC保有リスク低減を図り、本事業の安定性を高める事として、SPCから構成員等へ搬入不適物の運搬を業務委託することも可として頂けないでしょうか。 当該業務は地元企業の活用も考えられる業務であり、地元貢献の点からもSPCからの業務委託を可として頂きたく存じます。 なお、上記の廃棄物処理法への抵触等は同法に知見が深い弁護士から見解書を得ております。	搬入不適物の運搬業務は、SPCが直接実施するものとします。

10	要求水準書	6	第1章	第3節	(3)	業務実施状況のモニタリング	建築士法第十八条3項では、「建築士は、工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書の通りに実施するよう求め、当該工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければならない」と定められているように、設計を行う事業者が工事監理者も兼ねるのは適切ではないように思われます。ついては貴市（または貴市より別途委託）が行うことを再考いただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
11	要求水準書	11	第1部 第2章 第2節	2. 1	3)	熱利用計画	周辺公共施設への電気及び熱の供給については、運営期間中が対象となり、試運転期間中は対象外との理解で宜しいでしょうか。供給開始日についてご教示願います。	切り替え工事後は事業者の所掌とします。なお、切り替えのタイミングについては実施設計時に協議としますが、原則として試運転開始日（受電日）以降とします。
12	要求水準書	23	第2部 第1章 第1節	1. 1	⑫	計量棟	「トラックスケールは計量棟付近に設置し、管理しやすく計画する・・・」とありますが、定期収集車等、都度の窓口業務が不要な車両専用の計量機を設置する場合、屋根およびインターホン、カードリーダ等の必要な設備を設ける前提で、計量棟は省略しても宜しいでしょうか。	渋滞時の十分な待機スペースを確保するなどの具体的な渋滞解消方法を確認できれば計量棟の省略を可とします。
13	要求水準書	63	第2部 第2章	第2節	2. 2	プラットフォーム 5) 特記事項 (1)	「プラットフォーム及びランプウェイはRC またはSRC 造とすると」とあり、要求水準書（案）から変更となっていますが、鉄骨造に比べて工期を長く必要とし、コストにも大きく影響します。そのため、実績に基づいた耐震性や耐振動性を確保したうえで、鉄骨造にてご提案させていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
14	要求水準書	65	第2章	2	2. 2	2. 2. 3 ごみ投入扉	質問回答(第1回)2のNo. 112において、(6)操作方式の「遠隔手動」が必要とのご回答がございましたが、「遠隔手動操作」とは、ごみクレーン操作室からの開操作禁止操作のことを指しているものであり、安全面からそれ以外の遠隔手動操作は不可とすることとして宜しいでしょうか。（現場確認せずに開操作を行うことによる落下の危険を懸念しておりますが、遠隔手動操作を要とされる理由をご教示ください）	提案を可とします。なお、詳細については実施設計時の協議とします。

15	要求水準書	72	第2部 第2章	第2節	2. 2. 9	散水設備	ごみピット内の粉塵防止対策用として散水設備を設置するとありますが、弊グループの実績上、ピット内の粉塵がプラットホームの作業環境やごみクレーン操作の際の視認性に悪影響を及ぼさないものと考えことから、ピット内他箇所比べて相対的に粉塵発生が多いと考えられる残渣搬送コンベヤからのシュート下部への設置に限定した提案をお認めいただけませんか。ピット全域への散水はごみの発熱量低下に繋がり、エネルギー回収効率が低下する要因となります。	要求水準書のとおりとします。
16	要求水準書	73	第2章	2	2. 3	2. 3. 1 セン断式破砕機	質問回答(第1回)2のNo. 132に関連して、小動物の搬入形態から、感染症に罹患した死獣は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	鳥インフルエンザ等による家畜の大規模な処理を受ける可能性はありますが、実際の対応については市と事業者の協議により判断するものとします。 なお、ペットや野生動物に関しては、感染有無が確認できていない状態で搬入されることも想定されます。
17	要求水準書	94	第2部 第3章 第2節	4. 9	5)	蒸気復水器	質問回答(第1回)2のNo. 140において、蒸気復水器の支持架構まではRC造またはSRC造とすることに対し、「要求水準書のとおり」との回答がございましたが、蒸気復水器を建築架構から支持する場合、蒸気復水器ヤードから上部の建築架構は、実質的には蒸気復水器の支持架構であることから、追加資料12と同様、復水器ヤードから上部をS造とすることで宜しいでしょうか（補足資料11/11参照）。	お見込みのとおりです。
18	要求水準書	94	第2部 第2章	第4節	4. 9	蒸気復水器 5) 特記事項 (10)	「蒸気復水器の支持架構までは、RC 造またはSRC 造とすること。」とあり、要求水準書（案）から変更となっていますが、鉄骨造に比べて工期を長く必要とし、コストにも大きく影響します。そのため、実績に基づいた耐震性や耐振動性を確保したうえで、鉄骨造にてご提案させていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
19	要求水準書	100	第2章	5	5. 2	3) 主要項目 (10)	「①本体外壁 耐硫酸露点腐食鋼」のご指定について、「外壁」とありますが、接ガス部に耐硫酸露点腐食鋼を使用するとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

20	要求水準書	126	第2部 第2章	第8節	8. 6	灰クレーン 4) 特記事項 (15)	「灰クレーン支持架構までは、RC 造またはSRC 造とすること。」とありますが、鉄骨造に比べて工期を長く必要とし、コストにも大きく影響します。そのため、実績に基づいた耐震性や耐振動性を確保したうえで、鉄骨造にてご提案させていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
21	要求水準書	126	第2章	8	8. 7	飛灰搬送装置	当グループは、搬送機器は挟まれ等の事故事例が多いことから、安全面から現場確認せずの手動操作を禁ずるため、遠隔手動操作は不可な仕様を採用しております。 質問回答(第1回)2のNo. 167において、操作方式の「遠隔手動」が必要とのご回答がございますが、遠隔手動操作を必要とされる理由をご教示願います。	「遠隔手動」の可否に関しては提案を可とし、詳細は実施設計協議での協議事項とします。
22	要求水準書	156	第2部 第2章 第12節	12. 1. 2		情報通信システム	「施設の運転状況等全てのデータを監視できるモニターを行政用事務室に設置すること。なお、モニタリングを行うための機器及び回線の費用は事業者負担とする」とありますが、運営開始後の通信費に関しては、事業者ではなく貴市がご負担されるとの理解で宜しいでしょうか。	事業者の負担とします。
23	要求水準書	200	第2部 第2章	21. 7		作業用重機	「作業用重機を納入すること」とありますが、事業者にて手配することを前提に、購入して貴市に納入するかリース契約にするかは事業者による提案との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	要求水準書	212	第2部 第1章 第2節	2. 1. 3		行政用事務室	本市職員〔15〕名程度が執務を行えるスペースについて、対象の市職員は現クリーンセンターくれ勤務の環境施設課の職員との理解で宜しいでしょうか。また、以降に記載の湯沸かし室、控室、休憩室、更衣室、トイレ、シャワー室については環境施設課の職員に加え、環境業務課の職員が利用されるとの理解で宜しいでしょうか。	現時点では未定です。
25	要求水準書	212	第2部 第3章 第2節	2. 1. 5	(4)	計量棟	計量棟と工場棟を合棟としても宜しいでしょうか。その場合、便所と洗面所は工場棟内に設置されているものを利用することとし、計量執務室内の設置は省略しても宜しいでしょうか。	提案を可とします。 便所と洗面所は、計量執務室内での設置は必須としませんが、専用かつ近傍に設けるようにしてください。また、搬入者等の利用も想定したものとしてください。

26	要求水準書	212	第2部 第3章 第2節	2. 1. 5	(4)	計量棟	計量棟に関して、「便所及び洗面所を設けること」とありますが、計量機を2か所以上設ける場合でかつ互いに近距離の場合、便所と洗面所はそのうち1か所の計量棟に設ける提案は可能でしょうか。	提案を可とします。
27	要求水準書	213	第2部 第3章	第2節	2. 2. 3	躯体構造 (2)	「クレーン架構まではRC造またはSRC造とすること。」とありますが、鉄骨＋ALC構造に比べて工期を長く必要とし、コストにも大きく影響します。そのため、クレーン架構においては実績に基づいた耐震性や防臭性及び耐振動性を確保したうえで、鉄骨＋ALC構造にてご提案させていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
28	要求水準書	219	第2部 第3章 第3節	3. 2		駐車場工事（場内 歩道含む。） 5) 必要台数	事業者用の駐車場台数は事業者提案となっていますが、事業敷地内において、運営事業者が使用する建物、駐車場及び用地の使用料金について、運営事業者の費用負担はないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	要求水準書	220	第2部 第1章 第3節	3. 4. 3		フェンス	質問回答(第1回)2のNo. 252において、「フェンス設置の可否については提案する計画によりますが、環境業務課敷地と一体的な利用を計画する場合には不要です」とのご回答がございましたが、一体的な利用とは両敷地間での人の往来程度を指すものであり、全体配置計画としては敷地境界内に必要な施設をすべて配置すること、かつ環境業務課の敷地内を走行することなく洗車や駐車場他の機能を満足することとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	要求水準書	235	第3部 第1章			運営業務に関する 基本的事項	電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者は監督官庁が認める場合は、SPCから業務委託を受けた構成員への配置も可として頂けないでしょうか。こうした資格者が急病等で業務従事に懸念が出た場合でも、構成員であれば他事業所等から有資格者を異動させる等で施設の操業継続に柔軟対応が可能です。SPCは本事業を遂行するためだけの特別目的会社ゆえ、他事業所等がないために継続的な人員配置の柔軟性が乏しいです。	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、SPCに所属する者から配置することとします。

31	要求水準書	235	第3部 第1章			運營業務に関する 基本的事項	貴市が認めた場合は公金徴収事務をSPC構成員に委託可とのことですが、本事業の参加資格審査に合格した構成員への委託はどのような場合に認められないでしょうか。構成員の業務分担を検討する上で伺います。なお、SPCから構成員に委託できれば、当該業務従事者の急病等による欠員補充が構成員社員で図りやすく柔軟に対応できます。	地方自治法施行令第158条及び第173条に基づきますが、指定公金事務取扱業務及び指定納付受託業務をSPCから構成員に委託した場合においても、SPCは、指定公金事務取扱者又は指定納付受託者としての責任を果たすものとしします。
32	要求水準書	250	第3部 第2章 第2節	2.8		本施設の運転に係る計測管理項目 (2)	質問回答(第1回)2のNo. 294において、下水道放流水について「下水道施設課にて月1回の自主検査をしています」との回答がございますが、現在貴市で月1回実施されている下水道放流に係る自主検査の項目をご教示願います。	自主検査の測定項目については、「入札説明書等に関する質問への回答No. 294」を参照してください。なお、本施設の排水基準を遵守するために必要と考える測定項目を提示し、検査を行うこととしてください。
33	要求水準書	追加資料				1-4管理棟電気取り 合い図面	追加資料1-4管理棟電気取り合い図面に示される幹線ルートですが、幹線系統図がありましたらご提供願います。	対面的対話結果（議事録）の公表と併せて市ホームページに単線結線図（添付資料2）を掲載します。
34	落札者決定 基準	8	第4章	表3	No. 8	エネルギーの利用 計画	「第3次呉市環境基本計画（第5章 呉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））を踏まえ、本市が掲げる目標（本市が調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすること）」の再生可能エネルギーの定義ですが、当該計画の4-1-2廃棄物発電等の活用に掲げられているように、本施設の余剰電力はバイオマス比率によらず、再生可能エネルギーとして計上した提案として宜しいでしょうか。また、本施設でFIPの取得予定有無をご教授ください。	前段は、バイオマス比率を考慮した値としてください。後段について、FIPの取得予定に関しては未定です。
35	様式集	第16号-2-1				公害防止基準（要 監視基準値等）及 び遵守計画、最終 処分場の負荷低減	審査の視点において、「排ガス基準以外の公害防止基準（騒音・振動・悪臭等）に対する実績を踏まえた遵守方法（建設工事期間、運営期間）」とありますが、ここでいう建設工事期間とは設計・製作における遵守方法が審査の対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	建設工事期間においては特定建設作業の騒音、振動対策（特に精密機械工場付近での振動対策）やその他の公害防止対策を想定しています。

36	様式集	第16号-3	1	別紙3		質問回答(第1回)4のNo. 45において、「後段については、要求水準書のとおり約66,640t/年とします」とのご回答がございましたが、同No. 40にて「年間発電量の算定においてのみ、災害廃棄物量を除いた数値で算出してください」との回答ですので、第16号-3-1（本紙及び別紙1～3）の年間発電量・売電量、CO2排出量算出に用いる処理量は、災害廃棄物量を除いた60,650t/年で算出した値で整合をとるとの理解で宜しいでしょうか。 なお、その場合、災害廃棄物量を含めた約66,640t/年で算出する様式第15号及び様式第16号-6-2（各別紙）との整合性は問われないものと理解します。	前段及び後段について、お見込みのとおりです。
37	様式集	第16号-3-2			エネルギーの利用計画	質問回答(第1回)4のNo. 43において、目標を達成すべき電力量については、「第3次呉市環境基本計画（第5章 呉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））を確認してください」とのご回答がございましたが、以下の項目をご教示いただけますでしょうか。 ①貴市が調達する電力とは、上記の計画書98頁「表5-4個別活動量の削減目標達成状況（電気・燃料・事業）」に記載されている電気使用量（市全体）64,152MWh/年（R3年）と読み替えるとの理解で宜しいでしょうか。 ②上記①に対し60%以上を再生可能エネルギー電力とすることとは、貴市の使用電力（64,152MWh/年）の60%以上、つまり38,492MWh/年以上を再生可能エネルギー電力とするとの理解で宜しいでしょうか。 ③貴市が調達する電力（64,152MWh/年）には焼却施設、粗大ごみ処理施設及び電力を供給する周辺公共施設（環境施設課、環境業務課及び東部処理場）での使用電力量（自家消費や買電も含む）も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 ④電力地産地消の定義としては、市外で発電される再生可能エネルギー電源は対象外になるとの理解で宜しいでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②お見込みのとおりです。本事業において発電した電力等による地産地消事業を通じて、どの程度目標達成に貢献できるかを提案してください。なお、電力地産地消事業の提案の中で、本事業以外で創出される再生可能エネルギーを活用する提案をすることは可能です。 ③調達する電力（64,152MWh/年）には焼却施設、粗大ごみ処理施設及び電力を供給する周辺公共施設（環境施設課、環境業務課及び東部処理場）での使用電力量（買電のみ）も含まれるものとします。 ④電力地産地消の定義としてはお見込みのとおりです。
38	様式集	第16号-3-2			エネルギーの利用計画	施設毎の電力量を追加資料10で拝受いたしました。が、同様に契約電力の情報も頂けないでしょうか。	施設ごとの契約電力の情報は提示できません。ただし、事業契約締結後、可能な範囲で情報提供を行います。

39	様式集	第16号-6-2（別紙4）				処理量 （計画処理値）	入札条件レベリングの観点から「1. 運營業務委託料B（焼却施設）」と「2. 運營業務委託料D（粗大ごみ処理施設）」に記載する各年度の処理量（計画値）は貴市にてご指定をお願い致します。 計画処理量を事業者側で推測することは困難です。また、計画ごみ処理量は運營業務委託費算出のための重要な要素です。各事業者による推測値が異なることによって、入札の公平性が損なわれる可能性があるため、貴市にてご指定いただきますようお願い申し上げます。	計画処理量は、運営期間を通じて以下のとおりとします。 焼却施設：66,640t/年 粗大ごみ処理施設：7,400t/年
40	様式集	第16号-6-4（別紙1）				地元企業の活用	第1回目の質問No55で「地元企業への発注予定額の算出方法においては商社または商社行為を含めないものと考えてよろしいでしょうか。（例えば、設計・製造・施工・管理等に関与していない機器等の仲介のみを行う行為は実態の無い業務であるため、地元企業への発注金額に計上することはできないものと考えてよろしいでしょうか。）」という質問に対し、貴市回答が「お見込みのとおりです。地元貢献金額は、仲介のみを行う商社または商社行為を除いて提案してください」とありますが、本内容は業務の実態のない、いわゆる仲介のみの商社については地元企業発注額に計上不可という理解でよろしいでしょうか。 また地元企業が、たとえば用役、資材等をさらに地元企業から調達する場合、実際の業務を行っている地元商社もしくは商店を介して調達するのが一般的です。このように商社（商店）を介して発注の場合、商社口銭等を除いた地元企業への発注分を計上することによいでしょうか。	前段は、地域貢献金額に商社または商社行為の計上は不可とします。 後段は、お見込みのとおりです。
41	基本契約書 （案）	1	第6条	第2項	-	特定建設工事共同 企業体の組成	「建設共同企業体協定書を締結の上、その原本証明付写しを発注者に提出するものとする。」とありますが、発注者提出用に原本を作成する旨を建設共同企業体協定書に規定した場合、原本自体を提出することでも宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	建設工事請 負契約書 （案）	14	第35条			前金払い	第42条の債務負担行為に係る契約の部分払いの特則の計算式以外に前金払いの上限額の設定はないと理解して宜しいでしょうか。	建設工事請負契約書（案）第41条に記載のとおり、前払金の額は、当該会計年度の出来高予定額の10分の4以内です。 なお、令和7年度の支払限度額は0円となりますので、部分払は行いません。令和8年度以降の部分払の上限額は、同第42条に基づきます。

43	運営業務委託契約書 (案)	6	第15条	第1項		指定公金事務取扱業務及び指定納付受託業務	質問回答（第1回）2のNo. 274において、SPC所属社員が担当者となるべきものとして「手数料の徴収事務員（ただし、地方自治法に基づき、公金事務の一部をSPC構成員に委託することを市が認めた場合は、当該事務を行う職員をSPC構成員の社員とすることを可とします）」とのご回答がございますが、当該事務をSPC構成員の社員が行うことをお認め頂ける要件をご教示願います。	地方自治法施行令第158条及び第173条に基づきますが、指定公金事務取扱業務及び指定納付受託業務をSPCから構成員に委託した場合においても、SPCは、指定公金事務取扱者又は指定納付受託者としての責任を果たすものとしします。
44	運営業務委託契約書 (案)	8	第23条	第5項		搬入不適物に係る取扱い	不可抗力に起因するものに関する定めがありますが、処理不適物の混入自体が不可抗力により生じた場合を指すとの理解で宜しいでしょうか。	搬入不適物の混入のみではなく、当該混入及びそれを原因としたプラント設備の故障等が不可抗力により生じた場合をいいます。
45	運営業務委託契約書 (案)	21	第64条	第1項		第三者への賠償	建設工事請負契約書(案)第29条第2項「本工事に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち設計・施工業務につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。」と同様に、施設の運転にあたり通常避けられない騒音や振動等によって第三者に損害が生じた場合、善良な管理の注意義務を果たしたことを貴市にお示した場合受注者が責任を負うものではないとの理解で宜しいでしょうか。	運営業務にあたり発生した振動・騒音等により第三者へ損害を及ぼした場合について、受注者が、善管注意義務を果たしていること、及び公害防止基準を満たしていることを市に示した場合には、お見込みのとおりです。
46	入札公告添付資料9-1～9-5運搬車両データ.xlsx						現クリーンセンターから資源化施設への有害・危険ごみの搬出について、実績台数・重量を把握するため、該当する品目をご教示願います。 該当すると思われる4項目 「481：有害搬出（乾電池）」 「482：有害搬出（蛍光灯）」 「486：カセット圧縮搬出」 「487：危険搬出（スプレー缶）」	対面的対話結果（議事録）の公表と併せて市ホームページに該当品目（添付資料1）を掲載します。

47	入札公告添付資料9-1～9-5運搬車両データ.xlsx					資源化施設から現クリーンセンターに搬入されるものの実績重量を把握するため、該当する品目をご教示願います。 該当すると思われる項目 「001：可燃ごみ」※ 「002：不燃ごみ」※ 「013：可燃ごみ（災害）」※ 「014：不燃ごみ（災害）」※ 「431：有害・危険ごみ搬入」 ※区分名「43：資源化施設残渣」に該当する項目に限る	No. 4の回答を参照してください。
48	入札公告添付資料9-1～9-5運搬車両データ.xlsx					資源化施設から再資源化施設（委託処理）への搬出車両が、新施設の計量機を用いる場合、該当する車両の台数をご教示願います。 該当すると思われる項目 「451～460：資源搬出（新聞、雑誌～）等」 「464：資源搬出（白色発泡トレイ）」	No. 4の回答を参照してください。 車両台数は運搬車両データを元に確認してください。
49	入札説明書等に関する質問への回答	48	No. 39		様式第16号-3	様式第16号-3に記載する年間発電量における外気温度の条件について、「②気象庁ホームページを確認してください。（30年平年値：16.5℃）」とご回答いただきました。当該様式における気温条件は、気象庁ホームページ （https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php?prec_no=67&block_no=47766&year=2018&month=&day=&view=a2） に記載の直近5年間2019年～2023年の平均値である下記の数値を使用するものと考えてよろしいでしょうか。 冬季（12月～2月）：7.5℃ 夏季（7月～9月）：26.8℃ その他季（3月～6月、10月～11月）：17.1℃	お見込みのとおりです。
50	入札説明書等に関する質問への回答	49	No. 47		第16号-6-4 （地元企業の活用、資器材の調達への協力、運転員雇用等）	地元外企業で支店や営業所を有する企業は地元貢献金額の加算と対象外となる一方で、地元外企業でも市内に工場等を有する企業を地元貢献金額の算定対象とするのは、基準が曖昧になると考えます。 条件レベリングの観点から、地元貢献のカウントの対象はあくまで市内に本社・本店を有する企業への発注とし、地元外企業で市内に工場等を有する企業を活用する場合は、地元貢献金額には加算せず技術提案書で提案することは任意（地元貢献金額による定量評価外とする）としていただけますでしょうか。	入札説明書等に関する質問への回答（P. 49）No. 47のとおり、資機材の完成品を出荷する呉市内の工場等（資機材の販売のみを行う商社等は含まない）は地域貢献金額の算定対象とします。 なお、品質管理記録など呉市内の工場等で生産されたことが確認できるものを提出することとします。

市からの確認事項について

No.	項目	結果
1	不燃ごみ、不燃性粗大ごみ及び可燃性粗大ごみの処理内訳の把握	本市は、粗大ごみ（可燃性・不燃性）及び不燃ごみの搬入量の推移を把握するため、年4回程度、簡易的に計量及び調査を行う予定である。運営事業者は、本市が実施する搬入量の確認（調査）に協力すること。なお、詳細は設計協議中に協議の上決定する。